

議案第二十八号

中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条の二の四第二項中「及び第十一条の三」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（中央区職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 中央区職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第八項中「及び第十一条の三」を削る。

（説明）

新たに定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当を支給するため、この条例案を提出します。